

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出…………… (農業施設管理課) 43
- 土地改良事業計画の変更申請の適否の決定…………… (農業施設管理課) 43
- 土地改良法による道管換地処分…………… (農業施設管理課) 43
- 道路の供用の開始…………… (維持管理防災課) 43

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告 (2件)…………… 43

道人事委員会規則

- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 47

告 示

北海道告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の退任の届出があった。

令和8年1月20日

北海道知事 鈴木直道

富良野土地改良区

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
令和7.12.23	監 事	殿山雅彦	空知郡中富良野町字中富良野東7線北13号

知内土地改良区

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
令和7.12.31	理 事	手塚守	上磯郡知内町字元町74番地

北海道告示第17号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、上磯土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道渡島総合振興局のウェブサイトにおいて、令和8年1月21日から

20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、利害関係人は縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議の申出をすることができる。

令和8年1月20日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第18号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、岩見沢市二号ため池地区の換地処分をした。

令和8年1月20日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年1月20日

北海道知事 鈴木直道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 奥尻島線	奥尻郡奥尻町字奥尻274番1地先から 同郡奥尻町字奥尻19番7地先まで	令和8年1月20日

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年1月20日

北海道後志総合振興局長 瀧川雅晴

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 乗用自動車の賃貸借（小樽建設管理部） 一式（1月当たりの単価） 1台分
- イ 乗用自動車の賃貸借（小樽建設管理部共和出張所） 一式（1月当たりの単価）

ウ 乗用自動車の賃貸借（小樽建設管理部蘭越出張所ほか）一式（1月当たりの単価）
アからウまでについては、それぞれの入札とする。
2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
3 条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の時期 令和8年1月20日（火）から同年2月17日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時（初日は午後1時）から午後5時（最終日は午後3時）まで
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課

2台分
3台分

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
4 契約条項を示す場所
北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
5 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課）
(2) 入札日時 令和8年3月3日（火）午後2時（送付による場合は、同月2日（月）午後5時までに必着）
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。
6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 4に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量300グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道後志総合振興局小樽建設管理部のホームページ（<https://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/>）においてダウンロードすることができる。
8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(2)による。
9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
(1) 名称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号

(3) 電話番号 0134-25-2143

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of Car 1 set
- b Lease of Car 2 sets
- c Lease of Car 3 sets

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 3, 2026

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 2, 2026)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Otaru Department of Public Works Management, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Okusawa 1-chome 21-1, Otaru, Hokkaido 047-8639 Japan

Phone : 0134-25-2143

北海道留萌振興局告示第1002号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年1月20日

北海道留萌振興局長 上原和信

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 入札番号1 乗用自動車の賃貸借（総務課） 一式（1月当たりの単価） 1台分
- イ 入札番号2 乗用自動車の賃貸借（産業振興部農務課） 一式（1月当たりの単価） 1台分
- ウ 入札番号3 乗用自動車の賃貸借（産業振興部農村振興課） 一式（1月当たりの単価） 2台分
- エ 入札番号4 乗用自動車の賃貸借（産業振興部農村振興課） 一式（1月当たりの単価） 1台分
- オ 入札番号5 乗用自動車の賃貸借（産業振興部農村振興課） 一式（1月当たりの単価） 1台分
- カ 入札番号6 乗用自動車の賃貸借（産業振興部水産課） 一式（1月当たりの単価） 2台分
- キ 入札番号7 乗用自動車の賃貸借（留萌建設管理部建設行政室建設指導課） 一式

（1月当たりの単価） 1台分

ク 入札番号8 乗用自動車の賃貸借（留萌建設管理部建設行政室建設指導課） 一式

（1月当たりの単価） 1台分

ケ 入札番号9 乗用自動車の賃貸借（保健環境部社会福祉課） 一式（1月当たりの単価） 1台分

アからケまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

ア (1)のアからウまで、カ、キ及びケ

令和9年3月1日から令和14年2月27日まで

イ (1)のエ

令和8年12月1日から令和13年11月28日まで

ウ (1)のオ

令和9年2月1日から令和14年1月30日まで

エ (1)のク

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格（自動車）を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ

ならない。

ア 申請の時期 令和8年1月20日(火)から同年2月27日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2
北海道留萌振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道留萌振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1番地2 留萌合同庁舎2階講堂(送付による場合は、郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2 北海道留萌振興局総務課需品係)

(2) 入札日時 令和8年3月12日(木)午前10時(送付による場合は、同月11日(水)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和7年5月7日付け北海道留萌振興局告示第1002号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4版用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量250グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道留萌振興局のホームページ(<https://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/category/d003/c009/>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。(落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。)

北海道財務規則(昭和45年北海道規則30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道留萌振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1番地2

(3) 電話番号 0164-42-8409

12 Summary

A Nature and quantity of the products of be procured :

a Lease of Car 1 set

b Lease of Car 1 set

c Lease of Car 2 sets

d Lease of Car 1 set

e Lease of Car 1 set

f Lease of Car 2 sets

g Lease of Car 1 set

h Lease of Car 1 set

i Lease of Car 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 12, 2026

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 11, 2026)

C Contact : Administrative Division, Rumoi Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suminoe-cho 2-chome 1-2, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan
Phone : 0164-42-8409

道 人 事 委 員 会 規 則

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月20日

北海道人事委員会委員長 織田 亨

北海道人事委員会規則7-1497

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7-357）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

第3条 特勤手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特勤部局の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6級地 100分の25
- (2) 5級地 100分の20
- (3) 4級地 100分の16
- (4) 3級地 100分の12
- (5) 2級地 100分の8
- (6) 1級地 100分の4

2 前項の特勤部局の級別区分は、別表に定めるとおり（前条の人事委員会が定める部局にあっては、人事委員会が定める当該部局の級別区分）とする。

第3条第3項及び第4項を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第2項中「当該各項に規定する異動又は部局の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた部局に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第9項において同じ。）を受けていた」、「（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額）」及び「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条第3項を削る。

第6条第1項を削り、同条第2項第2号を削り、同項第3号中「職員以外の地方公務員等であった者から前項各号に掲げる事由により引き続き」を「新たに」に、「若しくは休職」を「又は休職」に改め、「、又は採用若しくは定年前再任用をされ」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「定年前再任用をされ、かつ、当該定年前再任用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者で、新たに給料表の適用を受けることとなった日（以下この条において「適用日」という。）」に、「定年前再任用の日前」を「適用日前」に、「異動し、当該異動」を「異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となって当該部局に在勤することとなったこと」に改め、「なるもの」の次に「（次号に掲げる者を除

く。）」を加え、同号を同項第3号とし、同項第5号中「定年前再任用をされた職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者」に、「当該定年前再任用の日」を「適用日」に、「定年前再任用の日前」を「適用日前」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「前各号」を「前4号」に改め、同号を同項第5号とし、同項を同条第1項とし、同条第3項第1号中「職員以外の地方公務員等であった者から第1項各号に掲げる事由により引き続き」を「新たに」に改め、「又は第2号」を削り、「当該職員が給料表の適用を受けることとなった日」を「適用日」に改め、「（同条第3項及び附則第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにおいて同じ。）並びに附則第10項」を削り、同項第2号中「並びに附則第10項」を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「当該職員の給料表の適用を受けることとなった日」を「適用日」に改め、「並びに附則第10項」を削り、同項第4号中「前項第4号」を「前項第3号」に、「当該職員が同号の定年前再任用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に改め、同項第5号中「前項第5号」を「前項第4号」に、「当該職員が同号の定年前再任用の日」を「適用日」に、「定年前再任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に、「当該定年前再任用の日」を「当該適用日」に改め、同項第6号中「前項第6号」を「前項第5号」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7項から第10項までを削る。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特勤手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
（特勤手当に係る経過措置）
- 2 令和7年4月1日から同年12月31日までの間において、改正後の規則の規定により支給されるべき特勤手当の額がこの規則による改正前の特勤手当等に関する規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定により支給された特勤手当の額（以下この項において「改正前の特勤手当の額」という。）に達しない期間がある職員の当該期間に係る特勤手当の額は、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の特勤手当の額に相当する額とする。
（特勤手当に準ずる手当に係る経過措置）
- 3 令和7年4月1日から同年12月31日までの間において、改正後の規則の規定により支給されるべき特勤手当に準ずる手当の額が改正前の規則の規定により支給された特勤手当に準ずる手当の額（以下この項において「改正前の特勤手当に準ずる手当の額」という。）に達しない期間がある職員の当該期間に係る特勤手当に準ずる手当の額は、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の特勤手当に準ずる手当の額に相当する額とする。

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

4 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会規則7-1479)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削る。

附則第4項中「改正後の規則第6条第2項第2号及び第3号」を「第6条第1項第2号」に、同項第1号中「定年条例」を「北海道職員等の定年等に関する条例(昭和59年北海道条例第51号。以下「定年条例」という。)」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第5項中「改正後の規則第6条第2項第4号」を「第6条第1項第3号」に、「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「(定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員をいう。)」を、「暫定再任用職員」の次に「(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年北海道条例第42号)附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。)」を加え、同項を附則第3項とする。

附則第6項中「改正後の規則第6条第2項第5号」を「第6条第1項第4号」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第7項を削る。
